

# 海老川上流 西部地区 まちづくりだより

第2号

## ●『まちづくりワークショップ』の参加者募集！

平成29年7月に開催した第3回海老川上流地区まちづくり説明会において、事業検討区域約78.5haを「土地区画整理事業予定区域」と「まちづくり手法検討区域」に区分した「まちづくり基本構想(案)」をお示しました。

「まちづくり手法検討区域」に該当する本地区（今後は『海老川上流西部地区』と称し、以降の文章でも「本地区」と記載します。）では、宅地開発が進むなど土地利用に変化が見られます。そこで、本地区の良好な住環境を保全・維持するため、今後のまちづくりのあり方や手法について、地権者の皆様と一緒に検討してまいります。

検討の場として『まちづくりワークショップ』（以下の文章では「ワークショップ」と記載します。）を開催しますので、ふるってご参加ください。

### ワークショップって何？

- 共同で学びあったり、創り出したりする、学びと創造のスタイルによる会議です。
- 住民参加手法の一つとして、まちづくりの検討において、全国で活用されています。



- 日 時：令和元年6月2日（日）10時から2時間程度を予定（受付開始 9時半～）
- 会 場：JAいちかわ船橋支店 4階第一会議室
- 対 象：まちづくりだよりをお配りした本地区の地権者の皆様
- 事務局：船橋市建設局都市計画部都市政策課

## ● 本年度3回のワークショップを予定しています

### 第1回（今回）

- ・進め方の共有
- ・本地区の問題・課題の共有

### 第2回（本年9月頃を予定）

- ・まちづくりの方向性に関する意見
- ・まちづくりを実現するためのアイデア

### 第3回（本年11月頃を予定）

- ・まちづくりの方向性の共有
- ・まちづくりを実現するための取組（行政と地権者の役割）

### 第1回は本地区の問題点・課題を共有します

1回目のワークショップでは、以下の2つについて意識の共有を図ります。

#### ①ワークショップの進め方

ワークショップの概要と進め方について事務局から説明し、質疑応答を行います。

#### ②本地区の問題・課題の共有

事務局が考える現状の問題点・課題について説明し、これを踏まえ、グループ内で地権者や生活者の視点から本地区の問題点・課題について意見を出し合い共有します。

ワークショップ出欠の確認のため、同封の出欠席票を **5月17日（金）まで** にご投函をお願いします  
地権者の皆様、ふるってご参加いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます！

## 3月17日に開催した地権者参画準備会議の結果を報告します

### 開催概要

日 時：平成31年3月17日(日) 10:00～11:30  
 会 場：JAいちかわ船橋支店 4階第一会議室  
 参加者：12名



### 準備会議の目的と議事内容

#### 目的

- ・これからのまちづくりに関する検討の進め方の確認
- ・意見交換会(ワークショップ)の位置づけ・内容等の確認

#### 議事

- ・今後の進め方と意見交換会(ワークショップ)の企画内容
- ・これまでの検討経緯と地区の概況

### 主な質疑

項目	意見・質問	回答	
ワークショップの進め方について	開催曜日	・開催の曜日を検討してほしい	・日曜日の開催希望が多い
	情報提供	・総合計画等における本地区の位置付けに関する情報の提供	・ワークショップまでに本地区の位置付けを整理する
		・まちづくりを考える上でどんな選択肢や可能性があるのか情報提供してほしい	・まずは地区全体のまちづくりの方向性を共有してほしい
	ルールづくり	・土地利用が進む中でルールづくりをして間に合うのか	・このまま放置せず、何か手を打たなければならないと認識している
	参加者	・子供や高齢者等が住みやすいまちを議論するため、子育てや福祉担当者の参加してほしい	・今回は都市づくりを中心に議論するため、必要に応じて子育てや福祉担当者に伝達する
	まちづくりの方向	・将来的には市街化区域に編入するのか	・国は市街化区域の拡張に厳しいが、選択肢の一つである
地区の概況について	海老川調節池	・海老川調節池整備の進捗状況を情報提供してほしい	・千葉県が概ね9割を買収済
	調整区域の規制	・市街化調整区域で建てられるものは何か	・原則家を建てることはできないが、一定の条件を満たせば建てることも可能
	開発の抑制	・開発の抑制策として、市が畑を買い上げまちづくり推進すべき	・まずはこの地区のみなさんの意見を出し合うことが重要

### 今後の進め方(案)

	H30(2018)年度	H31・R元(2019)年度			R2(2020)年度		
まちづくり方針、手法		ワークショップでの検討			方針案の確認	手法案の確認	方針・手法の作成
ワークショップ	● 地権者参画準備会議	●	●	●			
地権者説明会		○		○		○	○
地権者アンケート		●—●		●—●		●—●	
まちづくりだより	1号	2号	3号	4号	5号	6号	

お問合せ

船橋市 都市計画部 都市政策課 まちづくり推進係

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

TEL 047-436-2523 FAX 047-436-2544

E-mail : tosomu@city.funabashi.lg.jp